



〈研究〉産業社會の進化と産業組合製絲の變遷

早川, 直瀬

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 38(3):403-428

(Issue Date)

1925-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053736>



研 究

産業社會の進化と産業組合製絲の變遷

早 川 直 瀨

社會は一個の有機體にして、一刻も遲滯することなく日に新にして日々新に又日に新なる、進化の道程にあるものなり。之を産業なる見地より觀たる所謂産業社會に於ける實狀よりするも、過去の變遷に徴し之を現代に觀るに、時去り時來り一制度興り一制度廢れ、流々轉々其極まる處を知らざるが如きも、之を大觀すれば一路よく進化の道程にある斯境に就て知る事を得可きなり。

然れば事時に利あれば猶興る可く、時に逆なれば千百の法策も又以て如何ともなし難きに至る可し、而して如斯きは亦將に時代の暗黙遷移せる、斯境の消息を明示せるものなりと云はざる可らず。

産業社會の進化の道程に關しては、或は生産の方法により、或は生活の事情を基本として分類せられしものあり、更に或は交換の性質に關し、或は財の生産より消費に至る過程の差異に關し、分類せられたるものあり。(註)

(註) Ely, Richard T.: - Evolution of Industrial Society. P 71

Bücher, Kari: - Entstehung der Volkswirtschaft. S. 88, 90—91.

然れども之等に就て論究せんとするは本論の主旨に非ざるが故に茲に其立論の範圍を更に限定し産業社會進化の一現象として、主として工業經營につき其進化を述べ、之れに對比するに本邦製絲工業殊に養蠶家の經營する組合製絲の變遷を以てし製絲工業の發達經路を明にすると共に、製絲工業の理想經營制度に就て論究するに便にす可し。

一 工業經營の進化

往古に於ては吾人々類は孤立經濟を行ひしものにして、生産及び消費に關し何等獨立の組織なく、所謂自足自給經濟時代に氏族或は家族を單位として生活せしが故に、工はありしも未だ工業なく、加工生産は家内仕事なる形式を以て行はれしものなりき。

然るに種族經濟の崩壞、技術の進歩、村落經濟の發達、更に進みて都市の成立を觀るに至るや、加工生産は茲に一業態を形成するに至り、遂には之を營利の組織たる工業たらしむるに至れり。

工業經營制度の變遷に關しては、學者により其間多少の相異あれども、著者は次の六者に別ちて、其進化に關して略述せんとす。

但し如斯き工業經營制度は、上記せる各時代に特に發達せるものにして、此時代の流轉と共に全く絶滅せるものに非ずして、特種なる工業にありては永く殘留するものなること、論ずるの要なき所なり。

一、孤立家族經濟時代に於ける

家内仕事 Der Hausfleisz

二、村落經濟時代に於ける(地方團體經濟)

賃仕事 Das Lohnwerk

三、村落經濟時代より都府經濟時代への過渡期に於ける

顧客生産なる 手工業(代金仕事) Das Handwerk ord. Preiswerk.

四、都府經濟時代に於ける(商品生産なる) 家内工業 Hausindustrie ord. Verlagsystem.

五、都府經濟時代より國民經濟時代への過渡期に於ける

マニフアクチュラー(協業) Die Manufaktur.

六、國民經濟時代に於ける

工場制工業 Die Fabrik.

(註) Bucher, Karl:—Entstehung der Volkswirtschaft. S. 157

Marx, Karl:—Das Kapital I Bd. S. 300

一 賃仕事とは地方團體内に於ける村落自給自足經濟時代に、之が發達を觀たるものにして、工業者は需要者より之に要する原料の供給を受け、一定の報酬の下に之が加工を行ふものなりとす、従つて賃仕事に於ては該業者は生産上何等の創見を加ふる事を得ざるものにして、消費者は全く生産の指揮者にして生産數量及び其方法を授くるが故に、未だ生産上に於ける經營資本の存在を觀ざるものなりとす。

賃仕事起るに至つて、狹義に於ける自給自足經濟破れ、需要に伴ふ供給の便加はり、技術の進歩を刺戟し、産業社會に一段の進化を與へたりと雖も、賃仕事に於ては事業の繁閑常なき事に加ふるに、

消費者の供給する原料に於て精粗甚しく、爲に加工に堪へざるものあるが如き、各種の事情は賃仕事の經營難を來らせしものあり。事此處に至るや其經營制度の一轉を來し、代金仕事即ち手工業なる新形式の發達を生ずるに至れり。

二 手工業は都府經濟時代の初期に至る迄、最も其隆昌を見たる工業經營制度にして、之にありては顧客の注文を待ち、或は市場販賣の目的を以て、自家の經營資本と自家の技術才能とを以て、加工生産に従事するものなり。如斯が故に代金仕事業者は單なる加工労働者にあらずして、消費者の支配より脱し、多少の資産と其技能に對する信用を有し、從つて社會上重要な地位を占むる基礎を得るに至れるものなり。

之れ手工業者が作業上、助手及び徒弟を使用し、所謂親方制度を生じ都市に於ける同職業者が同職組合を組織し、政治上にも頗る重要な地位を占取せし事情を以ても知る可きなり。

手工業者の生計の基礎は、主として其技能と顧客の信用とに存し、生産品及び原料の商業取引上の利益にあらざるが故に、現今に於ける企業とは大に其趣を異にせるものあり、尙又其加工生産の状態に於ても、親方は單なる雇主又は監督者に非ずして、自ら其加工技能を有し生産品は其精神發露の體化せしものなるが故に、經營形態の如きも甚しく大たる事を得ず、各其技術を誇り獨立の氣風に富みたるは、手工業者の特性たるものなりき。

手工業の特性如斯きものあるが故に、手工業は其生産品の需要供給適合し、製品は常に相當なる價格を以て販賣せらる可き状態の下に發達するものにして、之が爲には市場の確定せること、競争

者の増加せざる事、生産技術の進歩少き事等を、存立の條件となせるものなり。

手工業は如斯が故に、狭小なる地方市場の需要に對して、最も有利に經營せらる可き工業經營制度たるものなりき、然れども都府經濟益發達し、之が爲め市場順次に擴大するや、一つは小規模生産なる手工業の生産を以ては、之に對應し難きに至ると共に、他にありては生産物販賣に對する技術漸く重を加へ來れるが故に、茲に生産と販賣との分化の要を加へ、斯くして資本制經營を要求するの端緒漸く形成せらるるに至れり。

三 家内工業は其加工生産の方法に於ては、全く手工業に於けるものと異らざる小經營なれども、手工業に於ける生産者と消費者との直接交渉に代ふるに、商業者なる中介者を以てせるものにして、爲に個々の消費者の需要を基礎とせざる大量販賣を目的となせるものなり。

即ち手工業の品質區々にして少量なる生産品販賣は、擴大せる市場の商品として適當せざるが故に、市場の擴大に伴ひ特種なる商企業者の發生を促したるものにして、商企業者は茲に資本を以て生産品の綜合統一を圖り、之を商品として市場に提供するに至れるものにして、加工生産と生産物販賣とは茲に於て明に分化するに至りしなり。然れども加工生産の方法に至りては、器械の應用未だ盛ならず分業起らざりしが故に、其經營は全く手工業と同じく分散して行はれたるものなりき。

而して生産品販賣機關としては、家内工業者の一人をして之が行商に當らしむるが如きものあり、或は家内工業者が販賣組合を組織し之によつて製品の統一を行ひ、商業機關たらしむるものあれども、如斯き機關は動もすれば機敏なる活動を缺く事あるが故に、家内工業發達する時は商業者によ

りて統一せらるるものにして、所謂問屋制度は如斯にして發生せるものなりとす。

家内工業に於ける問屋と家内工業者との關係を觀るに 一、購買法(商業者より云ふ)と稱し工業者は自ら原料を買入れ、自己の器具を以て製造販賣するものにして、其販賣に當りても一定の商業者に賣渡すものあり、取引商人を一定せずして隨時之を選定して販賣するものあり、而して之等の者にありては生産者の多くは全く獨立の地位を保持するものにして、隸屬的關係少きものなりと云はざる可らず。二、手間賃法と稱し家内工業者は問屋より原料或は器具の供給を受け、個數拂の賃銀を得て加工に従事するものあり、之等のものは殊に比較的高價なる原料乃至は器具を用うる加工生産に多きものにして、之にありては加工業者は問屋に隸屬する程度大なるものにして、所謂前貸制度として賃銀の前貸などの行はるる事多きものなり。三、尙問屋制度の發達に伴ひ、問屋は所謂下請人を使用し、直接家内工業者との關係をたち、中心大市場に於ける大量販賣のみを事とするに至るものにして、家内工業の弊害たる發汗制の如きは之に於て最甚しきものなり。

家内工業は如斯く其經營方法多けれども、商業者が個々の工業者の生産品を統一し、以て比較的大市場に供給するに於ては、其趣を一にせるものなり。

家内工業は手工業と工場制工業との中間制度とも解す可きものにして、其經營様式よりして主として、都府經濟時代乃至は都府經濟時代より國民經濟時代に至る過渡時代に行はる可きものなり。

四 マニユファクチュラー(協業)とは語の示せる如く手工製造を稱するものにして、此工業經營制度は一ヶ所に多數の労働者を集合せしめ、統一せる指揮監督の下に協業を行はしむるものにし

て、此間器械を用ふる事なきは、之が工場制工業と異れる特徴たるものなり。

従つてマニユファクチュワールは家内工業の分散經營なるに對し、集中經營をなせるものと解す可く、之によりて獨り經濟上の統一をなすのみならず、技術の統一をも行ひ以て能率の増進を企圖せる新工業制度なりとす。

然れども該經營制度は、外國に於ても其時期比較的短かりしものにして、例へば英國にありてはアダム・スミスの時期は之が全盛時代なりしも、幾程もなく原動機の改良發明によりて發せる、達工場制度の工業經營に之を讓るに至りしなり。

然れどもマルクスはマニユファクチュワールを以て資本的生産上一大時期を劃す可きものとなし、之が起源に就て次の二者を挙げたり。

(一)は即ち異りたる獨立手工業者を、一資本主の命令監督の下に於ける一定なる仕事場に集合せしむる爲に起るものにして。(二)は同一種類の工業者を多數集合し同一資本主の命令の下に、一定なる仕事場に於て生産に従事せしむる事より起るもの即ち之なり、故にマニユファクチュワールの根本形式には、相互的聯絡ある工程を有機的に結合せる有機的マニユファクチュワール (Organische Manufaktur) と、獨立せる部分産物を單に機械的に集合する混合的マニユファクチュワール (Heterogene Manufaktur) の二種ありとなせり。(註)

(註) 福田徳三 國民經濟講話 一一三七—一二四四

Marx, Karl:—Das Kapital. 1 Bd. S. 300—315.

思ふに手工業に次ぐに、商企業者によりて指導監督せらるる家内工業興るに於ては、加工生産者は全く生産に没頭し得らる可きが故に、其生産能率に於ても増進せるものある可きは明なり、然りと雖も手工業より家内工業に變移せるも其技術上に於ては何等異なる處なかりしが故に、家内工業の發達に伴ひ加工生産者を一定所に集合し、統一的計劃の下に資本的經營を行ひ、生産効程の増進を圖ると共に、生産物の品質の改良を圖らんとするに至るは、蓋し自然の勢なるべし。

然れども協業の發生と殆んど期を同うして、工場制工業發達の要素加はれるものあり、従つて工業經營制度としての協業は極めて短期なりし事、前述せる所なり。

五 工場制工業とは企業者が自己の資本を以て設備せる工場に、自由契約に基きて傭入れたる多數の労働者を集中し、器械による分業に基く協業を行はしむる經營形態を云ふものにして、手工業及び家内工業と異り、加工生産は完全に家族經濟の影響より離れたる、經濟上技術上全く獨立せる經營形態となれるものなり。

而してマニユファクチュワールと異なるは、機械利用に伴ふ分業に基く協業を行はしむる點にありとす、即ち工場制工業は家内工業の分散的資本經營に對し、集中的資本經營と稱す可きものにして、加工生産者は企業者に從屬する關係となれるものなり。

工場制工業は産業革命の結果、機械利用の普及に刺戟せられて發展せるものなれども、又機械を利用す可き資本主義經濟の發達に、其根據を置けるものなり、之れ即ち工場制經營の發展は、市場の擴大、労働階級の發生、企業家の存在、資本の増大、機械的生産の發達、等の諸原因によるものなる

を以ても知る可きなり。

大市場の發生は人口の増加、富力の増進、國民經濟の確立に伴へるものにして、之が爲め品質の一定せる、而も生産の確實なる工業を必要となすに至るべし、此要求に加ふるに人口の増加と共に、勞働力を提供する外、生活の途なき無産階級の發生あり、機械的生産の發達あり、他方資本漸く増大し其利用容易となるや、之等の事情は遂に企業家の發生を促し、工場制工業を最も利ありとなすに至れるなり。

工場制工業の發達は、品質の齊一せる生産品を多量に、而も比較的廉價を以て生産し得ると共に、副産物の利用等に於て完全を期するの利益を有するものなれども、勞働者と企業者との懸隔を大ならしむるのみならず、勞働者の地位の不安を増加す可く、更に生産と需要との均衡を失し、經濟的恐慌を來らしむる透因を多からしむるが如き缺點なきに非ず。

工業經營制度は以上五者を以て略述せるが如く、將に産業發達の各時代に對應して進化せるものにして、自足自給經濟時代にありては、加工生産は家内仕事を以て行ひしも、村落經濟發達するに至るや、賃仕事起り、都府經濟時代となるや、手工業發展し、次で家内工業より協業となり、國民經濟時代となるや工場制經營となれり。

而して國民經濟完成すると共に、廣く海外諸國とも需給相應するが如く、其市場著しく擴大するや、工業制工業も順次に其性質を變じてプルーヘルの所謂、經營の濃化 (Betriebskonzentration) 乃至は經營の合成 (Betriebsvereinigung) を以て、此新時運に添はんとするに至れり。

經營の濃化とは所謂經營規模の擴大と解す可きものにして、經營の合成とは異りたる生産をなす經營を合成して、經營するもの之なりとす。(註)

(註) 關一 工業政策 上卷 二九四—二九五

Handwörterbuch der Staatwissenschaften IV B.1. 8:8 (Tendenz der Fortentwicklung)

二 製絲工業經營の進化

著者は前節に於て工業經營の進化に就て略述せり、之を本邦製絲工業に觀るに爾來養蠶業は農家の副業たりしものにして、産繭は之を販賣するに非ずして手用器具たる座繰乃至は足踏機を以て繰絲し、生絲は之を自家用となせるものなりき。之れ全く家内仕事の形態によれる加工生産たりしなり、然るに徳川中世以來絹織業專業として發達し來るや、生絲も亦販賣用として製絲するものあるに至り、生絲市場は爲に蠶絲業各地に開催せらるるに至れり。

而して當時に於ける製絲業は、全く代金仕事の形式を以て行はれたるものにして、附近絹織物業と密接なる關係を有するものなりき。例へば岩代國掛田地方に於ける折返生絲と川俣羽二重の如き、上野國前橋地方に於ける提絲と桐生伊勢崎の絹織物の如きは、何れも此制度を以て生産せられたるものなりき。然れども蠶絲業は何處に於ても副業として行はれたるが故に、手工業制度に伴へる親方制度或は同職組合の如き發達は、本邦蠶絲業に於ては之を觀ざるものなりき。

然るに時代の進歩と共に之等の手工業的製絲業は、生絲商の仲介による家内工業となれるものに

して、折返生絲、提絲等は何れも前述せる家内工業に於ける購買法を以て生絲商と聯絡する形式をとるに至れり。

然れども此處に釜掛け製絲なる經營式を以て、家内工業製絲を行ふものあり、即ち釜掛け製絲にありては、製絲労働者は釜掛け企業者より原料繭の支給を受け、一定せる繰絲賃銀契約の下に繰絲を行ふものにして、手工業に於ける賃仕事に類する經營式とも觀らるれども、家内工業として手間賃法を行へるものなりと解するを至當となす可し。

釜掛け製絲は機業地或は生絲市場に近接せる地方に行はれしものにして、此制度にありては、經營者より云ふ時は固定資本を要する事僅少にして、而も比較的大經營を行ふ事を得可く、市況の好否により其經營の擴張、若しくは縮少等任意なるが如き利益を有せしが故に、拾ヶ年以前の頃に至る迄地遣生絲目的の製絲經營として、之が存續を見たるものなりき。

然れども此制度にありては、動もすれば需要と供給との間其權衡を失する事あるが故に、目下の市況に應じて生産額を増減するが如きは、全く不可能なる事たると共に、製品の不整一又甚しく、時ありてか労働者の不正手段により、原料繭に於て或は絲量上に於て、減損を蒙るが如き缺點なしとせず。(註)

(註) 拙著 製絲經濟論 九三—九六頁

茲に於てか之等の缺點を補ひ、手用器具たる座繰を以て製絲能率の増進を圖らんとせしは、即ち製絲協業制度の應用にありとす、蓋しマニユファクチュワールの制度は本邦に於ても其例證少けれど

も、製絲工業の如く機械力の應用少きものにありては、將に之に適應す可き形式を認むるものあり。例へば前橋地方に於て明治廿年迄行はれし七輪どりの如き、或は京都府下綾部園部地方に、明治四十年頃迄其經營を見たる煙氣どりの如き、或は現今養蠶家産業組合製絲の一經營式として行はるる、持寄製絲の如きは、其發達上多少の相異あれども、マニユファクチュラー或は之に類する經營制度たるものなり。

前橋地方の如く機業地に近く生絲市場を有する(月六才四、九生絲市場開催)先進製絲地にありては、早くより事業製絲業者を生じたるものにして、彼等は自家に數臺乃至は數十臺の座繰を据附け勞働者を入れて所謂臺所工場を以て製絲業を行ひしものなりき。然るに其經營の進歩するに従ひ、繰絲湯は七輪の炭火を以て各自に之を管理せしむるも、繰車は之を連結して人力乃至は水力を以て回轉せしむる、所謂(七輪どり)を案出するに至れり。

京都府下に於て行はれし煙氣どり製絲は繰絲湯をも同一竈による火力を以て作れるものにして、七輪どり製絲に比し更に一段の進境にあるものなりとす。(註)

(註) 拙著 製絲經濟論 八七一八頁

而して養蠶家産業組合に於ける持寄製絲は、其技術的關係に於ては、全く工場制器械製絲に範を採れるものなれども、其經營實質に於ては、全く此マニユファクチュラーに依れるものなり之れ後章更に詳説する所ある可し。

本邦工場制製絲工業は、明治三年六月前橋藩主松平直克公が製絲改良の目的を以て、前橋大渡に

瑞西式製絲工場を創設せるを嚆矢となし、後明治五年十一月勸業寮富岡製絲場設立せられ、器械製絲の範を示せるものあり。

爾來之に倣ふもの漸く多く、殊に日清日露の兩戰役後工場制器械製絲工業頓に増加し、日清戰後の五ヶ年(二七—三一)平均に於て器械生絲の產額全產絲額に對し五割二分を占めしもの、日露戰後の五ヶ年平均(三七—四一)に於ては六割四分となり、最近(大正十一年)に於ては實に全產絲額の八割七分は、器械製絲を以て占むる有様となれり、今之を工場數及び繰絲釜數に就て觀る時は實に次表示せるが如きものあり。

年次	器械製絲		座繰製絲		足踏製絲	
	工場數	釜數	工場數	釜數	工場數	釜數
二六	二、六〇二	八五、九八八	六〇一	一九、一六九	—	—
二九	二、二八三	一三〇、七五三	六一七	四七、五一四	—	—
三三	二、〇七二	一二二、一六六	五九七	五五、〇二二	—	—
三八	二、三二〇	一二八、一五二	六〇四	八〇、三四九	三六二	二〇、三七一
四一	二、三八五	一五三、七七一	三九九	一九、三五四	二八一	五、〇〇一
四四	二、四九一	一八三、二五五	四五三	一四、四六八	四七九	八、六六五
四	二、二六〇	一九七、三三五	九二	一、九四六	四三三	七、一二三
七	二、六八〇	二六八、二五六	九四	一、七二六	四五三	七、四二五
一〇	二、六九三	二九一、九五九	三四	九〇九	一四八	二、五九三

註 座繰足踏何れも十釜以上のものに就てのみ示せるものなり。

本邦生絲貿易の發達と共に、製絲工業界に於ける經營の濃化も、明に之を認めらるるものにして、

次表示せるが如く百乃至五百釜の製絲工場著しく増加せるに反し、十乃至五十釜の小經營は、絶對數に於ても順次減少せり。

年次	百乃至五百釜	五十乃至二百釜	二十乃至五十釜	五釜以上	計
二六	二、一二九	三四九	一二一	三	二、六〇二
二九	一、四八〇	五〇九	二七三	二一	二、二八三
三三	一、二六九	五二三	二二六	一八	二、〇七二
三八	一、四二三	五八六	三〇四	七	二、三二〇
四一	一、三三九	六三一	四〇〇	一五	二、三八五
四四	一、四二二	六一五	四三四	二〇	二、四九一
四	一、一四三	六一四	四六三	四〇	二、二六〇
七	九八四	八九二	七三五	六九	二、六八〇
一〇	九六四	七九六	八四一	九二	二、六九三

而して如斯き經營の濃化と共に、繰絲一釜當り生産生絲額に於ても、次表示せるが如く著しき増加を示せり、之れ全く工場制度による分化に伴ふ協業の利益を享受せるが爲なりとす。

繰絲一釜當り生産生絲額

年次	器械製絲	座繰製絲(斤)	年次	器械製絲	座繰製絲(斤)
二六	三九	二二	二六	七七	四八
二九	三九	一九	二九	九〇	六一
三三	四八	二七	三三	一一一	六八
三八	六〇	一二	三八	一三三	六七
四一	六五	三七			

前三表は何れも全國製絲工場調査表自第一項至第九項より抽出。

如斯く國民經濟の完成と共に、本邦製絲工業も工場制經營を最も利ありとなし、之に移り經營の濃化と生産の増加とを來せるのみならず、最近に於ては經營の合成、或は企業の一として蠶種製造、晒練漂泊、蠟油搾出、石鹼製造、或は更に絹絲紡績、倉庫、繭絲會社、銀行等の兼營をも生ずるに至り、將に世界市場に輸出する生絲製造工業としての立脚地を建設するに至れり。

此間に處して企業補助形態たる養蠶家産業組合製絲は、如何なる變遷をなせるや、之を節を改めて論せんとする所なり。

三 養蠶家産業組合製絲の變遷

養蠶家産業組合製絲は、明治十一年より數ヶ年の間に上野國西南部なる碓氷甘樂兩郡の地方に組織せられたる、碓氷甘樂の兩社を嚆矢となし、爾來年を閱みする事五十年而も此間本邦社會經濟の發達頗る偉なるものありしが故に、斯業の變遷亦著しきものあり。

安政六年横濱の開港と共に、海外貿易開け、生絲の輸出順次に増加するや、先進蠶絲業地に於ては、生絲商及び專業製絲業者其事業を擴張し、前者は定期開催の生絲市場に於て、養蠶家の家内工業製絲の產物たる生絲を購入し、後者は前述せるが如きマニユファクチュリーの制度等を以て、多量生産を企圖するに至れり、當時工場制器械製絲業未だ盛ならず、従つて養蠶家は其產繭を原料として自家に於て製絲するを本體となし、之を販賣するは寧ろ異數の事たりしなり。

如斯き事情は共同揚返、共同販賣を目的とせる養蠶家製絲組合の發生を促せるものにして、養蠶

家は自家の原料を自家の勞力を以て繰絲し、之を小枠のまま組合にて設立せる再繰荷造所に送置し、一定品別の下に混同して共同販賣をなすに至れるものなり、而して斯る共同組合が發達する更に之等が聯合して共同販賣をなす聯合會を組織するに至るは自然の數なり、碓氷社、甘樂社、下仁田社等は何れも如斯き聯合に該當するものなりとす。

かかる經濟事情の下に發生せる組合製絲は、時代の變化と共に實に次の如き各階梯を経て、現状を觀るに至れるなり。

一 舊南三社式組合製絲

著者が舊南三社式組合製絲として論述せるは、全く前述せるが如き養蠶家が座繰を以て製絲せる副業的家内工業の共同揚返、共同販賣組合を稱するものなり。

當時生絲の海外輸出漸く加はりしも、國內交通機關未だ發達せず、金融機關未だ完全ならず、國民經濟未だ完成せざりしが故に、如斯き家内工業の制度を以て經營せる揚返販賣組合は最も時宜に適せるものなりしなり、即ち組合は前貸制工業に於ける商業者の位置に當れるものにして、組合員の出枠(出荷)の程度及び信用狀態等に應じて資金の前貸を行へるものなりき。

碓氷社、甘樂社、下仁田社(上州南三社と總稱す蓋し上州南部にあるを以てなり)の創立せられし當時は、全く如斯き經營狀態なりしものなり、蓋し之等の地方は古くより座繰機を以て、所謂上州提絲を生産し、安中富岡等の生絲市場に搬出して、更に中心市場たる前橋に於て桐生足利等の機業者に販賣せられたるものなりき。然るに生絲の外國輸出加はるに至るや、之が賣買取引上に於ても、

加工生産上に於ても、弊風漸く生じ、絲價低落し、養蠶家の收益減少し、明治十年頃となるや桑園變じて麥圃たらしんとする悲境となれるが爲め、茲に其改善策として生絲合同販賣團體の組織を見たるものなり。(註)

(註) 碓氷社沿革

明治十一年五月上野國碓氷郡磯部村に創立、同年八月開業。同十二年本社を碓氷郡原市町に移轉し、事業を擴張す。同四十三年産業組合法より、有限責任信用販賣組合聯合會碓氷社と改稱す。

甘樂社沿革

明治十一年上州提絲粗製濫造の弊風矯正を以て、各町村揚返工場を設立せしは本社の前身なり。同十三年五月北甘樂製絲會社を組織し、事務所を富岡町に設く。同四十二年六月産業組合法により、有限責任信用販賣組合聯合會甘樂社と改稱す。

下仁田社沿革

明治二十六年北甘樂郡馬山村以西二十七組合甘樂社より分離し、下仁田社を組織す。同四十三年産業組合法により、有限責任信用販賣組合聯合會下仁田社と改稱す。

碓氷社要覽、甘樂社事蹟概覽、下仁田社沿革より

如斯き組合の經營狀態は製絲業未だ分化せざりし當時にありて、蠶絲業者(養蠶家)が粗製濫造を防ぎ、荷嵩を増加し、以て有利なる取引をなさんが爲め組織せるものにして、全く企業の補助々成を目的として起れるものにして、揚返束裝の如き一部の加工を行へるものなりしが故に、生産業組合(Produktionsgenossenschaft)に當るものなり。

然るに時代の進歩と共に、專業製絲業が或は組合聯合を以て、或は工場制度の採用を以て、順次

に發達し來るや、養蠶家の產繭も營繭と同時に商品化するに至り、繭の賣買取引を生ずるに至れり。如斯き蠶絲業に於ける經營の分化は、大局よりする時は蠶絲業の進歩發達に資する處大なりしも、地方的事情により、或は又其過渡期に際しては、其間弊害を生ずる事大なるものありしが故に、養蠶家製絲組合は期せずして其効用を發揮するに至れるなり。

而して如斯き組合製絲の發達は、組合創始以來明治三十年代頃迄の概況なりとす。然れども一方生絲の外國貿易發展すると共に、他方國民經濟完成するや、製絲業亦工場制度を有利となすに至りしが故に、茲に組合製絲は其經營方法を一轉せざる可らざるに至れり。(註)

二 新南三社式組合製絲

新南三社式組合製絲とは前述せるが如く、マニユファクチュワに似たる經營制度を採れるものを云ふものなり、即ち組合員は其共同出資を以て器械製絲工場を新設し、此共同生産設備の下にありて、自家の產繭を原料とし自家の勞力を以て繰絲するものにして、之れ即ち持寄製絲の名稱の起れる所以なりとす。

由來製絲工業に於ては器械の應用極めて少きが故に、斯る持寄製絲なる制度を整へたりと雖も、分業に基く協業應用の範圍極めて少く、爲に此制度はマニユファクチュワに頗る類似せるものなりと稱するも過言に非ざる可し、之を法規の取扱ひ上より觀るも、持寄製絲に對しては何等工場法の制裁なきを以ても知る可きなり。

蓋し持寄製絲の出顯せるは、一つは經濟事情が如斯き工場制度の經營を有利ならしめたる點にあ

るものにして、他は工場制器械製絲なりと雖も何等専門的器械力の應用と稱す可きに非ざるものにして田園にありても容易に模倣經營し得可きが故に如斯き施設をなせるものなりとす。

原料繭持寄製絲は、群馬縣北甘樂郡磐戸村に於ける磐戸組（當時甘樂社所屬）に於て行へるを嚆矢となせるものなれども、此制度が時代の要求として起るに至りしは、明治四十年頃よりの事にして碓氷甘樂下仁田各社に所屬する組合中より如斯き器械製絲工場を設立するもの順次に顯れ來りしなり。

而して下仁田社所屬馬山生産販賣組合は、時運によれる改革の魁をなせるものなりき。原料繭持寄組合製絲たる新南三社式經營は、工場制度の形骸を採用したれども、其の經營の根本に至りては、舊南三社式經營と同じく組合の企業補助々成形態としての、生産業組合たるものなりしなり。

而して此制度にありては、生産生絲の品質を向上せしめ、生産量を増加せしめ、之を戸別座繰製絲時代に比すれば、比較的品質の齊一をなし得たる事等の、利益を齎せるものありき。

然れども此制度にありては、組合員各自が自家の原料繭を持寄りて、自家の勞力を以て繰絲するものなるが故に、或は出資金と繰絲釜の利用に於て、或は自家の原料に就て繰絲するものなりとの自負心によりて、工場管理上甚しく困難を感ずるに至れり。而して此主要なる原因は原料繭と繰絲勞力との間に於て、何等の分化なきに依りて、然るものなりと解す可きなり、茲に於てか新南三社式組合製絲は、更に時代の要求に順應す可く、新經營式を採らざる可らざるに至れり。（註）

（註）拙著 蠶絲業經濟講話

三 伊那式組合製絲

原料持寄製絲たる新南三社式組合製絲はマニユファクチュワ―に類似せる制度を以て工場制器械製絲を行へるものにして、座繰製絲より器械製絲に移行せんとする過渡期に顯れたる經營式たるものなり。而して幾程もなくして其經營式を變更して、著者の所謂伊那式を採用するに至りしは泰西工業界に於けるマニユファクチュワ―の須臾にして工場制度に變更せると、全く其趣を一にせるものあり。

伊那式組合製絲とは、長野縣上下伊那兩郡下に於ける組合製絲に於て其創設の當時より行はれしものにして、伊那地方に於て斯る經營式による組合製絲經營が比較的多きが故に、如斯く命名せるものなり。

然れども此の制度は、之に先ち南三社所屬の組合に於て創見せられ、實地に應用せられしものなり。

此經營式に於ては組合員各自の產繭を一定鑑別の下に分類して後、全部を混合し此原料繭を用ゐる雇傭勞働者をして繰絲せしめ、提供せる原料繭の品位と數量とに依りて生絲賣上金の分配支拂を行ふ事となせるものにして、所謂原料受附制度と稱するもの之なり。

即ち此經營式に於て始めて原料と勞力とは全く相互的の聯絡を絶つに至れるものにして、爲に新南三社式經營に比して一層工場制經營として、進化せるものなりとす。即ち製絲固定資本は組合員の出資金を以て設備せられたるものにして、爲に組合員は該製絲經營に對し企業的關係を保持する

と共に、主要流通資本としての原料繭を供給せるものなるが故に、此點に於て一層密接なる關係を其經營上に有するものなり。然れども其經營上の職分に於ては兩者の間完全なる分化をなせるものにして、組合員は原料提供を、製絲組合は製絲を、各其本務となせるものなり。(註)

(註) 拙著蠶絲業經濟講話

即ち此經營式にありては製絲より販賣に至る迄、完全なる一生産業となれるが故に、此點より觀る時は生産組合(Produktivegenossenschaft)なりと解す可きなり、生産組合は企業又は家計の補助々成にあらすして、組合員の企業又は家計の全部を置換せるものにして、それ自身一個の營利組織となれるものなり。

組合製絲が工場制度を利ありとして之に移行せんとせば、其到達す可き究極は將に此制度即ち組合の企業化にあるものにして、此處に於て其完を得可きは、蓋し論ずるの要なかる可し、然れども完全に此制度が行はるゝに至らば、現行産業組合法の眞の趣旨とは、稍異れるものたるに至る可き事情も想像せらるゝ所なる可し、之れ本邦産業組合法に於ては、所謂生産業組合を理想となせるものなるが故なり、

養蠶家産業組合製絲が伊那式經營となるや、組合員の産繭額と出資金と對する生産設備の利用上に於て、何等の矛盾を生ぜざるのみならず、其生産生絲の品質は更に齊一優良となると共に、其生産能率に於て一層増進するものあるに至れり、如斯くにして組合製絲は、農業の副業經營より發達して、完全なる工場制度を採る事を得可きに至れるものなりとす。

養蠶家産業組合製絲が伊那式經營をとるに至りしは、明治四十年前後よりの事にして、大正以後の設立にかゝる産業組合製絲に於ては此經營式によれるもの多し。

前述せるが如く製絲工業の發展と共に、産業組合製絲亦盛に行はるゝに至りしものにして、産業組合製絲發達するや、養蠶製絲兩業の分化に伴う弊害、自ら矯成せらるゝものあるが故に、既設産業組合製絲の多くが時代の進歩と伴へる經營式を採らざるが爲に、其經營困難となれるにも不拘ず、産業組合製絲工業亦盛に設立せらるゝものにして、就中養蠶業發達せるも製絲工業未だ之に伴はざる地方の如き、或は産繭販賣に困難なる地方の如きに於て、組合製絲を以て養蠶業の利益を擁護せんと欲し新經營式を案出するものあるに至れり。之れ組合製絲が新養蠶地或は交通困難なる地方等に於て、盛に設立せらるゝ所以なりとす。然り而して組合製絲の設立動機、如斯きが故に産業組合製絲の多くは所謂自警團式經營にして、其實退嬰守備に至る可きは之が通弊と云ふ可く、其企業及び經營式が前述せるが如く、將に「先々の先を取つて」利を營む可き、工場制製絲となれると、事全く調和せざるものあり。之れ現行組合製絲の多くが、將に岐路に立てるものある所以なりとす。

如斯く組合夫れ自身が岐路に立てるものあるが故に、組合員の多くが組合の本質に就て理解せざるは、蓋し當然なる事にして、彼等は組合を以て養蠶業の自衛團となし、組合製絲を目して養蠶業者たる組合員の當然占む可き利益を、購繭者又は製絲業者によりて搾取せらるゝ弊害を防禦する、唯一の機關なりと解する者あり。如斯き事情は組合員をして營繭の時期に於て繭價騰貴するが如き場合に於て組合に對する供繭を怠らしめ市場に販賣せしむ可く、事之に反せんか、組合員たらざる

もの、産繭をも購入し自家の産繭なりとして、組合に提供するが如き甚しき利己心の發動をなさしむるに至る可し。如斯きは産業組合製絲の經營を最も困難に陥らしむる所以にして組合の經營困難を來すや、組合員愈之より離れ組合員離れて組合製絲益經營難に陥り、原因は結果を生み、結果は更に原因たるに至り、窮況愈益甚しきに至れるものあり。

原料受附組合製絲の經營の良否は、如斯く組合員の供繭の如何に携れるものあるが故に、組合によりては或は義務供繭額を制定し、或は全額提供を勵行し、或は過怠金を徴する事等によりて、如斯き弊害の防止に努むるものあり。

然れども如斯きは、組合製絲が既に一個の企業たるに至れるに不拘、其經營之に伴う事を得ざるが故に生じたる缺點なるものにして、茲に於てか一部にありては、其經營式を變じて組合員の産繭を時價によりて購入する制度を採らんとするものあるに至れり。

四 尾三社式組合製絲

尾三社式養蠶家産業組合製絲とは、製絲組合が組合員の生産したる蠶繭の委託を受くると同時に、買取をなし之に加工し、又は加工せずして、販賣する經營制度を採れるものなり。即ち組合員の生産せるものに限り、原料繭の買取りをも行ふ制度たるものにして、愛知縣に於ける有限責任生絲販賣組合聯合會尾三社に所屬する、額田社、三州社、豐永社、實南社、大正館、富士館等に於て行へる經營制度は全く之に依れるものなり。

(註) 尾三社は之が組織を見たれども、未だ共同販賣等の實を舉ぐるに至らず。

然れども該經營制度は、之より先熊本縣菊地郡泗水村に於ける有限責任製絲販賣購買利用組合泗水社、或は神奈川縣高座郡大澤村有限責任信用販賣利用組合聯合會漸進社、或は岡山縣上房郡松山村(高梁町外)に於ける有限責任黃薇生絲販賣生產信用組合等に於て行へるものにして、愛知縣組合製絲の創見に非ざるものなり。

組合製絲が生産組合たる一營利組織として、企業形態となるや、組合員たる養蠶家も組合を産繭販賣の機關となさんとするに至るものあるは、之れ自然の數なりと云ふ可し。而して如斯き機運は、新開養蠶地方にして而も交通金融等の諸機關完全し、爲に養蠶家の營利觀念が發達せる地方に於て、醸成せらるゝものなるは、詳論を要せざる可し。蓋し愛知縣下に於ける組合製絲が此經營制度を採れるは、最好例證として擧ぐ可きなり。

五 信濃社式組合製絲

工場制經營による利益は、經營の濃化によりて愈加はるものにして、之れ産業組合製絲が、副業的座繰製絲の聯合より出でて、工場集中制製絲となれるも亦之が爲にして、而して此勢は更に進みて遂に共同揚返共同販賣をなせる、單位組合をして相集合して聯合會を組織し、更に有力なる經營をなさしむるに至れり。

碓氷社、甘樂社、下仁田社等は産業組合法發布以前に於て、既に已に産業組合聯合會に相當せる事業をなせるものなりき。現今埼玉縣熊谷町に於ける埼玉社、長野縣上伊那郡赤穂村に於ける龍水社、同下伊那郡鼎村に於ける伊那社等は、何れも産業組合法に依れる信用販賣組合聯合會たるもの

なり。

而して之等聯合會に所屬せる單位組合(信用販賣組合、信用販賣利用組合等)の殆んど全部は、前述せる伊那式經營によれるものなり。

前述せるが如く輓近經濟界に於ける大企業、大經營の發達は遂に蠶絲業界にも及び、或は企業の融合を採り或は企業の合同を策する者あり、經營の方面に於ても其濃化其合成等を觀るに至れり、而して之等の現象は產業組合製絲を刺戟して更に大たらんとする機運を促進せるものあり。

時恰も大正九年に於ける經濟界の大不況となり、蠶絲救濟問題は朝野共に腐心攻究せるものなりき、而して其結果最低絲價の維持と、生産制限とが策せらるゝや、組合製絲としては、資本制製絲と其基本を異にせるが故に、斯時局對策に對しては、極力反對の態度を採れるものありき。

組合製絲が明に專業資本主義製絲に對應せるものなりこの自覺を生ずるに至りしは、爾後の事にして、長野縣にありては伊那地方の組合製絲家の奮起する處となり、龍水社、伊那社等が盟主となり、長野縣内組合製絲の大々聯合を畫し、大正九年末より之が喧傳に努め、遂に大正十年五月一日申合組合信濃社の設立協議會を開催し、新產業組合法に準據して、產業組合聯合會の聯合會たる信濃社を創立する事となせり。

而して信濃社の事業發展する曉に於ては、將來或は直輸出を畫する事ある可く、或は然らざるも、更に販賣の共同を策し、生絲賣込問屋の整理に、或は金融機關との聯絡に於て、共同の行動を採るに至る可く、内生産費の減少に於て(共同購入、試験事業の執行等に於て)或は養蠶家との一層の聯

絡に於て、更に計畫ある可きに疑を容れざる所なり、不幸にして爾後絲況不振なるが爲に、之等は徒に理想に終りたるが如きも、理想の確定も組合製絲としての一大進歩なりと云はざる可らず。

前述せる尾三社の如きも、この形式を理想となせるものなり、然れども之れ亦一個の理想にして、現實は將來の事たるものなり。

大正十三年四月松本市に於て開催せられたる、第一回全國組合製絲大會に於ても全國生絲販賣組合聯合會設立の件が、協議問題として提出せられたるものにして、之れ亦如斯き時代の要求を語るものなりとす。

現今行はるゝ養蠶家産業組合製絲は、前述せるが如き五經營式を觀るものにして、其發達はほゞ以上の形式を追へるものなりとす。

要するに産業組合製絲は、企業の發生せざりし、自給自足時代に於ける加工生産の形式なりし家内仕事に於て保有せし美點を、工場制經營に於ても得んとするものにして、組合成立の時期或は組合存在地方の社會的、經濟的事情の差異により、之に對應せる經營制度を生じたるものにして、全く能く前述せる工業經營制度の進化と産業社會發達との關係を顯せるものあり。

從つて組合製絲にして、未だ時代の進運に伴はざる經營制度を採れるものあらんか、其發達の如きは將に木に緣りて魚を求むるより甚しきものある可し、洵に社會經濟狀態の暗遷默移に對しては、日に新にして又日々新なる經營制度と、企業形態を以て、之に當らざる可らざるものあるを覺ゆるものなり。